

行政の担う組織

行政主体

- 行政を行う権利と義務
- 自己の名と責任をもって行政行為を行う
- 行政主体に効果を帰属させる
- 行政主体の手足となって職務を行う

行政機関

種類

- ①行政庁
  - 各省大臣
  - 都道府県知事
- ②諮問機関
  - 各種審議会
- ③参与機関
  - 電波監理審議会
  - 労働保険審査会
- ④監査機関
  - 会計検査院
  - 行政評価事務所
- ⑤執行機関
  - 警察官
  - 徴税職員
- ⑥補助機関
  - 副大臣
  - 各省の事務次官

権限

法律による行政の原理 — 行政機関の権限は法令によって定められる

他の行政機関に権限を委ねることが認められる場合がある

権限の代行

- ①権限の委任
  - 権限の一部を他の機関に行わせる
    - 委任した行政機関は、委任した権限を失う
    - 委任を受けた行政機関（受任機関）は、自己の名と責任において、その権限を行使
- ②権限の代理
  - 他の行政機関に代理権を与える
    - 代理権を与えられた行政機関には権限は移転しない
- ③代決
  - 専決
    - 本来の行政機関の決済を補助機関が決済する
      - 行政機関の内部の関係
      - 外部に対しては、本来の行政機関の名前で表示される